

○内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、環境省、
経済産業省、告示第三号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
厚生労働省、建設省、
総理府、大蔵省、文部省、
農林水産省、通商産業省、
郵政省、労働省、
令第一号）第三条

第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業
所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年三月
内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、
環境省、
経済産業省、
告示第

一号）の一部を次のように改正する。

令和五年四月二十四日

内閣総理大臣	岸田	文雄
総務大臣	松本	剛明
財務大臣	鈴木	俊一
文部科学大臣	永岡	桂子
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	野村	哲郎

経済産業大臣 西村 康稔
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 西村 明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

一 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「略」

ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。）

「ハ」ホ 略

「二」七 略

八 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

イ 細分類〇五一九―その他の金属鉱業、細分類二三一九―その他の非鉄金属第一次製錬・精製業及び細分類二三二九―その他の非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

「ロ」ホ 略

九 「略」

次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造に使用するために特に設計した素材

ロ 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半

改正前

別表第一

一 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「同上」

ロ 航空機

「ハ」ホ 同上

「二」七 同上

八 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

イ 細分類〇五一九―その他の金属鉱業

「ロ」ホ 同上

九 「同上」

「号を加える。」

導体部素材（半導体の原料を加工した物であり、半導体の製造工程においてその一部として用いられる物質をいう。）

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

イ デーゼルエンジン（二サイクルであり、かつ、連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（クランクシャフトに限る。）

ロ 航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）

ハ 主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

十二 細分類五九二―肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。）

ロ オルトリン酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸ニ水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

備考 「略」

「号を加える。」

「号を加える。」

備考 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後

改正前

別表第二

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要	大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名				番号	項目名	
[略] 製造業	[略] 和装製品 ・その他の の衣服・ 繊維製身 の回り品 製造業	[略] [略]	[略] [略]	[略]	[略] 製造業	[略] 和装製品 ・その他の の衣服・ 繊維製身 の回り品 製造業 [新設]	[略] [略]	[略] [略]	[略]
	<u>無機化学 工業製品 製造業</u>	<u>1623</u>	<u>圧縮ガス・液化ガス 製造業</u>	<u>ただし 半導体製 造用のヘ リウム又 は希ガス の製造業 に限る</u>		[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
		<u>1629</u>	<u>その他の無機化学工 業製品製造業</u>	<u>ただし 半導体製 造用のり ん化合物 又はふつ 化水素酸 の製造業 に限る</u>		[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

<p>【略】 その他の なめし革 製品製造 業</p>	<p>【略】 【略】</p>	<p>【略】 【略】</p>	<p>【略】 ただし、 金属の積 層造形用 の装置に 用いる材 料として 特に設計 した粉末 状の金属 及び金属</p>	<p>【略】 その他の なめし革 製品製造 業</p>	<p>【略】 【略】</p>	<p>【略】 【略】</p>	<p>【略】</p>
<p><u>その他の</u> <u>鉄鋼業</u></p>	<p><u>2299</u></p>	<p><u>他に分類されない鉄 鋼業</u></p>	<p>ただし、 金属の積 層造形用 の装置に 用いる材 料として 特に設計 した粉末 状の金属 及び金属 合金の製 造業に限 る</p>	<p>【新設】</p>	<p>【新設】</p>	<p>【新設】</p>	<p>【新設】</p>
<p><u>その他の</u> <u>非鉄金属</u> <u>製造業</u></p>	<p><u>2399</u></p>	<p><u>他に分類されない非 鉄金属製造業</u></p>	<p>ただし、 金属の積 層造形用 の装置に 用いる材 料として 特に設計 した粉末 状の金属 及び金属</p>	<p>【新設】</p>	<p>【新設】</p>	<p>【新設】</p>	<p>【新設】</p>

<u>一般産業</u> <u>用機械・</u> <u>装置製造</u> <u>業</u>	<u>2531</u>	<u>動力伝導装置製造業</u> <u>(玉軸受 ころ軸受</u> <u>を除く)</u>	<u>合金の製</u> <u>造業に限</u> <u>る</u> <u>ただし</u> <u>数値制御</u> <u>を行うこ</u> <u>とができ</u> <u>る金属工</u> <u>作機械又</u> <u>は主とし</u> <u>て工業製</u> <u>品の製造</u> <u>の用に供</u> <u>される産</u> <u>業用ロボ</u> <u>ットの製</u> <u>造又は補</u> <u>修の用に</u> <u>供される</u> <u>減速機の</u> <u>製造業に</u> <u>限る</u> <u>ただし</u> <u>数値制御</u> <u>を行うこ</u> <u>とができ</u> <u>る金属工</u> <u>作機械の</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
<u>金属加工</u> <u>機械製造</u> <u>業</u>	<u>2661</u>	<u>金属工作機械製造業</u>	<u>合金の製</u> <u>造業に限</u> <u>る</u> <u>ただし</u> <u>数値制御</u> <u>を行うこ</u> <u>とができ</u> <u>る金属工</u> <u>作機械の</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>

<u>半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業</u> <u>その他の生産用機械・同部分品製造業</u>	<u>2671</u> <u>2694</u>	<u>半導体製造装置製造業</u> <u>ロボット製造業</u>	<u>製造業に限る</u> <u>ただし、主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造業に限る</u>	<u>[新設]</u> <u>[新設]</u>	<u>[新設]</u> <u>[新設]</u>	<u>[新設]</u> <u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
<u>電子デバイス製造業</u> <u>[削る]</u>	<u>2813</u> <u>[略]</u>	<u>他に分類されない生産用機械・同部分品製造業</u> <u>半導体素子製造業（光電変換素子を除く）</u> <u>[略]</u>	<u>製造業に限る</u>	<u>[新設]</u> <u>[略]</u>	<u>[新設]</u> <u>[略]</u>	<u>[新設]</u> <u>[略]</u>	<u>[新設]</u>

記録メゾ ニア製造 業	[略]	[略]	2914	配電盤・電力制御装	ただし 数値制御 を行うこ とができ る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ットの製 造又は補 修の用に 供される サーボ機 構の製造 業に限る ただし	業 記録メゾ ニア製造 業	[略]	[略]	[新設]	[新設]	[新設]
<u>電子回路 製造業</u>	2841	<u>電子回路基板製造業</u>				[新設]	[新設]	[新設]			
[削る]	[略]	[略]				<u>電子回路 製造業</u>	[略]	[略]			
<u>発電用・ 送電用・ 配電用電 気機械器 具製造業</u>	2911	<u>発電機・電動機・そ の他の回転電気機械 製造業</u>				[新設]	[新設]	[新設]			[新設]

置製造業

数値制御
を行うこと
ができる金
属工作機
械又は主
として工
業製品の
製造の用
に供され
る産業用
ロボットの
製造又は
補修の用
に供される
数値制御
装置又は
プログラ
マブルロ
ジックコ
ントロー
ラの製造
業に限る
ただし、
車載用（
駆動用動
力源とし
ての用途

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

電池製造業

2951

蓄電池製造業

[略]	[略]	[略]	[略]	<u>に限る)</u> <u>又は定置</u> <u>用として</u> <u>用いられ</u> <u>るリチウ</u> <u>ムイオン</u> <u>蓄電池の</u> <u>製造業に</u> <u>限る</u> <u>ただし</u> <u>武器、電</u> <u>動機、発</u> <u>電機又は</u> <u>医療用機</u> <u>械器具に</u> <u>用いる永</u> <u>久磁石の</u> <u>製造業に</u> <u>限る</u> <u>[略]</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[新設] [新設] [新設] [新設]

※1 [略]
 ※2 [略]
 備考 [略]

※1 [略]
 ※2 [略]
 備考 [略]

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] 無機化学 工業製品 製造業	[略] [略] [略] 1623	[略] [略] [略] 圧縮ガス・液化ガス 製造業	[略] [略] ただし、 半導体製 造用のヘ リウム又 は希ガス の製造業 を除く
	[略] その他の 鉄鋼業	[略] [略] 2299	[略] [略] 他に分類されない鉄 鋼業	[略] ただし、 半導体製 造用のり ん化合物 又はふっ 化水素酸 の製造業 を除く

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] 無機化学 工業製品 製造業	[略] [略] [略] 1623	[略] [略] [略] 圧縮ガス・液化ガス 製造業	[略] [略] [新設]
	[略] その他の 鉄鋼業	[略] [略] 2299	[略] [略] 他に分類されない鉄 鋼業	[略] [新設]

<p>【略】 一般産業 用機械・ 装置製造 業</p>	<p>【略】 2531</p>	<p>【略】 動力伝導装置製造業 (玉軸受、ころ軸受 を除く)</p>	<p>用いる材 料として 特に設計 した粉末 状の金属 及び金属 合金の製 造業を除 く</p>	<p>【略】 一般産業 用機械・ 装置製造 業</p>	<p>【略】 2531</p>	<p>【略】 動力伝導装置製造業 (玉軸受、ころ軸受 を除く)</p>	<p>【新設】</p>
<p>【略】 その他の 非鉄金属 製造業</p>	<p>【略】 2399</p>	<p>【略】 他に分類されない非 鉄金属製造業</p>	<p>ただし、 金属の積 層造形用 の装置に 用いる材 料として 特に設計 した粉末 状の金属 及び金属 合金の製 造業を除 く</p>	<p>【略】 その他の 非鉄金属 製造業</p>	<p>【略】 2399</p>	<p>【略】 他に分類されない非 鉄金属製造業</p>	<p>【新設】</p>

[削る]	[略]	[削る]	[略]	[削る]	[略]	[略]	[略]	[新設]
金属加工 機械製造 業	2661	金属工作機械製造業	<u>る金属工</u> <u>作機械又</u> <u>は主とし</u> <u>て工業製</u> <u>品の製造</u> <u>の用に供</u> <u>される産</u> <u>業用ロボ</u> <u>ットの製</u> <u>造又は補</u> <u>修の用に</u> <u>供される</u> <u>減速機の</u> <u>製造業を</u> <u>除く</u>	金属加工 機械製造 業	2661	金属工作機械製造業	[新設]	
[削る]	[削る]	[削る]	<u>ただし、</u> <u>数値制御</u> <u>を行うこ</u> <u>とができ</u> <u>る金属工</u> <u>作機械の</u> <u>製造業を</u> <u>除く</u>	半導体・ フラット	2671	半導体製造装置製造業		

<p>半導体・ フラット パネルデ ィスプレ ィ製造装 置製造業 その他の 生産用機 械・同部 分品製造 業</p>	<p>[略]</p> <p>2694</p>	<p>[略]</p> <p>ロボット製造業</p>	<p><u>ただし</u> <u>主として</u> <u>工業製品</u> <u>の製造の</u> <u>用に供さ</u> <u>れる産業</u> <u>用ロボッ</u> <u>トの製造</u> <u>業を除く</u> <u>ただし</u> <u>金属の積</u> <u>層造形用</u> <u>の装置の</u> <u>製造業を</u> <u>除く</u></p>
<p>[略] 電子デザ ィバ</p>	<p>[略] [略]</p>	<p>[略] [略]</p>	<p>[略] 電子デザ ィバ</p>
<p>パネルデ ィスプレ ィ製造装 置製造業 [新設]</p>	<p>[略]</p> <p>2699</p>	<p>[略]</p> <p>ロボット製造業</p>	<p>[新設]</p>
<p>[略] 電子デザ ィバ</p>	<p>[略] [略]</p>	<p>[略] [略]</p>	<p>[略] [略]</p>
<p>他に分類されない生 産用機械・同部分品 製造業</p>	<p>[新設]</p>		

イヌ製造業	[削る]	[削る]	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	ただし、 <u>数値制御を行うこと</u> ができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供されるカーボ機槽の製造業を除く	イヌ製造業	2813	<u>半導体素子製造業（光電変換素子を除く）</u>	[新設]
[略] [削る]	[略] [削る]	[略] [削る]	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	ただし、 <u>数値制御を行うこと</u> ができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供されるカーボ機槽の製造業を除く	電子回路製造業	[略] 2841	[略] 電子回路基板製造業	
[略] 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	[略] 2911	[略]	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	ただし、 <u>数値制御を行うこと</u> ができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供されるカーボ機槽の製造業を除く	[略] 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	[略] 2911	[略] 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			

<p>【略】 電池製造業</p>	<p>【略】 2951</p>	<p>【略】 蓄電池製造業</p>	<p>ただし、<u>数値制御を行うこと</u>ができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供される数値制御装置又はプログラマブルロジックコントローラの製造業を除く ただし、<u>車載用（駆動用動</u></p>
<p>【略】 電池製造業</p>	<p>【略】 2951</p>	<p>【略】 蓄電池製造業</p>	<p>【新設】</p>

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
※1 [略]	[略]	[略]	[略]	力源としての用途に限る）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業を除く	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
※2 [略]	[略]	[略]	[略]	ただし、 <u>武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造業を除く</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[新設]



附 則

(適用期日)

1 この告示は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）又は同法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う対内直接投資等に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについては、なお従前の例による。